

「環境価値オプション」に関する約款－取次用－

この「環境価値オプション」に関する約款－取次用－（以下「本約款」といいます。）は、小売電気事業者である株式会社エネット（以下「エネット」といいます。）が特別高圧又は高圧で電気の供給を行うことについて、NTTアノードエナジー株式会社（以下「当社」といいます。）がその取次をするときの電気料金その他の供給条件を定めた「電力売買約款（特別高圧・高圧）－取次用－」（その後の変更等を含むものとし、以下「電力売買約款」といいます。）が適用されることが規定された電力売買契約（当該電力売買契約に付随して締結された附則または覚書があればそれらを含みます。以下総称して「電力売買契約」といいます。）において、オプションプランである「環境価値オプション」の適用をお客さまが申し込み、当社がこれを承諾した場合に成立する環境価値オプション契約（電力売買契約に付随して規定された環境価値オプションに係る事項をいい、環境価値オプション契約に付随して締結された附則または覚書があればそれらを含みます。以下総称して「環境価値オプション契約」といいます。）の契約条件を規定したものです。なお、環境価値オプション契約において本約款と異なる内容を定めた場合、環境価値オプション契約の定めを優先するものとします。

本約款は、電力売買約款と一体となって適用され、環境価値オプション契約の契約条件となります。本約款に別段の定めのない用語の定義は、電力売買約款に定める用語の定義に従うものとします。なお、環境価値オプションの適用後、環境価値オプションに係わらない事項について電力売買契約に変更が生じた場合においては、環境価値オプションの効力には影響を及ぼさないものとします。

第1条 本約款の適用対象等

本約款の適用対象となるお客さまは、当社が環境価値オプションの適用を承諾したお客さまであって、当該お客さまの需要場所において、次条第2項に定める環境価値オプション契約の契約期間の満了日まで電力売買契約および電力売買約款に基づき、当社の取次によりエネットから電気の供給を受けているお客さまです。

第2条 環境価値オプション契約の成立と契約期間

- (1) 環境価値オプション契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- (2) 環境価値オプション契約の契約期間（以下「契約期間」といいます。）の開始日および満了日は、原則として、電力売買契約または電力売買約款に定めるとおりとします。お客さままたは当社から、契約期間の満了に先だって環境価値オプション契約の終了または変更の意思表示がない場合、環境価値オプション契約は、契約期間の満了後も電力売買契約、電力売買約款および本約款に定める条件で更新されるものとします。なお、契約更新時に当社がお客さまに通知する事項は、電力売買約款に規定されている内容に基づきます。また、当社との電力売買契約が終了した場合、その終了日をもって環境価値オプション契約も終了するものとします。

第3条 環境価値オプションを適用する電気および環境価値オプション電力量の算定

- (1) 電力売買契約および電力売買約款に基づき供給されるエネットの電源構成（主に天然ガス発電等。エネットの Web サイトにて開示されます）の電気は、環境価値オプションの適用により、再エネ指定の非化石証書が組み合わされ、電源構成は維持されたまま、実質的な再生可能エネルギー電気（以下「実質再生可能エネルギー電気」といいます。）となります。
- (2) お客さまは、お客さまが希望され、当社がこれを承諾した場合には、環境価値オプション契約において、前項の再エネ指定の非化石証書について非 FIT 再エネ電源由来の非化石証書とすること、および特定の電源の属性情報（または、一定の条件を満たす任意の電源の属性情報）を付与することを指定することができます。当該指定を行わない場合、非化石証書は任意の再エネ指定非化石証書となります。なお、特定の電源の属性情報の付与を指定した場合、エネットがお客さまに提供する非化石証書量と、当該電源における当該非化石証書の属性情報として活用可能な期間における発電量（エネットが取得可能な優先割当の量）のうち小さい量について当該電源の属性情報を付与することとします。
- (3) 算定月のエネットによる実質再生可能エネルギー電気の供給量（以下「環境価値オプション電力量」といいます。）は、以下の算定式に従い算定します。算定式中の適用割合（%）は環境価値オプション契約に定めた数値とし、算定結果は小数点以下第 1 位を四捨五入します。

環境価値オプション電力量＝

環境価値オプション契約期間中の算定月の使用電力量（kWh）×適用割合（%）

なお、環境価値オプションが適用されることにより、非化石証書の持つ環境価値（ゼロエミ価値（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号（その後の改正を含みます。））における CO₂ 排出係数が 0kg-CO₂/kWh である価値）および環境表示価値（付加価値を表示・主張することができる価値）をいいます。以下同じです。）がエネットからお客さまに移転されるものとし、当社は、非化石証書の由来となった再生可能エネルギーの電源種別、発電設備名、設備の所在地、割当量（環境価値オプション契約の契約期間にかかわらず、年度（当該年 3 月の計量日から翌年 3 月の計量日前日までをいいます。ただし、高圧・特別高圧のお客さまで計量日が毎月初日のお客さまについては当該年 4 月の計量日から翌年 4 月の計量日前日とします。以下同じです。）単位で算出するものとします。）について、合理的な期間内（但し、遅くとも翌年度の 7 月末まで）に通知します。また、環境価値オプション契約の契約期間の開始日または満了日が年度の途中である場合であっても、同様とします。

- (4) 当社は、お客さまに対し、経済産業省の制定する電力の小売営業に関する指針に従い、電源構成および非化石証書の使用状況の計画値および実績値についての情報を適切に開示します。
- (5) 当社は、エネットをして、実質再生可能エネルギー電気の供給について、環境価値の数量集計や、トラッキング（非化石証書に、その由来となった発電所の属性情報（一般社団法人日本卸電力取引所およびその委託を受けた事業者が定める、発電設備名や設備の所在地等の情報）を付与することをいいます。）の申請業務を適切に行わせ、環

環境価値を適正に管理させるものとしします。なお、当社の責めに帰すべき事由によって環境価値の適正な管理を怠り、お客さまに損害を与えた場合は、当社がその損害（現実には生じた直接かつ通常の影響に限り、逸失利益を含まないものとしします。以下同じです。）を賠償するものとしします。

第4条 代替手段による環境価値

お客さまの予定以上の電力使用、発電所の停止、非化石価値取引市場の価格高騰や非化石価値取引市場の停止等により、提供する非化石証書量が不足する場合には、エネットは代替手段（具体的には、再エネ電力由来の J-クレジット、または、第 3 条第 2 項に基づく非化石証書の指定がなされている場合は、当該指定されたもの以外の再エネ指定の非化石証書等）によって環境価値（再エネ電力由来 J-クレジットの場合は、ゼロエミ価値、およびお客さまにおいて調達した電気の「再エネ価値の使用」を主張することができる価値）を提供します。なお、当社は、この場合も第 3 条第 3 項なお書きの規定と同様に、翌年度 7 月末までに必要な情報を通知するものとしします。

第5条 料金

- (1) 環境価値オプションの料金単価は、環境価値オプション契約に定めるとおりとしします。
- (2) 料金の算定期間は、算定月を単位として算定します。料金の支払義務は、計量日（但し、電力売買契約が終了した場合は終了日（特別の事情があつて電力売買契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は当該確認を行った日））に発生するものとし、お客さまは、当該料金を、電力売買契約に定める期日までに、電力売買契約に定める方法で支払うものとしします。
- (3) 本約款の適用を受けるお客さまは、電力売買約款で定める料金に加え、以下にて算定する環境価値オプション付加金額を支払っていただきます。

$$\text{環境価値オプション付加金額} = \text{環境価値オプション電力量} \times \text{環境価値オプションの料金単価}$$

第6条 免責

エネットは、次の各号に定める事由により、第 3 条に従つて実質再生可能エネルギー電気を供給できない場合があります。この場合において、お客さまが損害を被つたとしても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

- イ) 不可抗力（日照不足、天災地変、火事、停電、戦争、ストライキ、暴動などの場合を含みますがこれに限りません。）による再生可能エネルギー電気の発電不足
- ロ) 発電設備の損傷、故障、亡失等による再生可能エネルギー電気の発電停止
- ハ) 市場流通する非化石証書の不足
- ニ) 売却される J-クレジットの不足

ホ) その他当社またはエネットの責めによらず、環境価値オプション電力量の環境価値を確保できない状況

第7条 環境価値オプション契約の変更および解約

- (1) お客さまが環境価値オプション契約の変更（第3条第2項に定める非化石証書の指定内容の変更および第3条第3項に定める適用割合の変更）を希望する場合には、希望日の60日前までに当社にそのことを書面にて申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出を受領した翌日から30日以内に承諾の可否について回答を行うものとし、当社がお客さまの申し出を承諾した場合、当該申し出を行った日から60日経過した後に来る最初の計量日を変更日として環境価値オプション契約を変更します。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から60日経過した後に来る最初の計量日以外の適当な日を変更日とすることができます。
- (2) お客さままたは当社が、電力売買契約を継続しながら環境価値オプション契約のみの解約を希望する場合には、希望日の90日前までに相手方にそのことを書面にて通知することで、お客さままたは当社が申し出た日から90日経過した後に来る最初の計量日を解約日として環境価値オプション契約のみを解約します。ただし、双方が合意すれば、申し出た日から90日経過した後に来る最初の計量日以外の適当な日を解約日とすることができます。環境価値オプション契約で別段の定めがある場合を除き、当該解約が行われた場合、お客さまおよび当社は、当該解約によって生じた相手方の損害について賠償の責めを負わないものとします。

第8条 料金単価の変更

- (1) 環境価値オプション契約で別段の定めがある場合を除き、当社は、①一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程が改定された場合、②一般社団法人日本卸電力取引所が設定する非化石価値取引の価格制限が変更された場合または③非化石証書の調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、次の手順により、環境価値オプションの新たな料金単価を定めるものとします。
 - イ) 当社は、新たな料金単価およびその適用開始予定日（以下「新料金単価適用開始予定日」といいます。）を事前に書面にてお客さまに通知します。
 - ロ) お客さまと当社は、新たな料金単価および新料金単価適用開始予定日について、新料金単価適用開始予定日の15日前までに合意するものとします。
 - ハ) 上記ロ)に定める期限までに、お客さまと当社との間で新たな料金単価および新料金単価適用開始日予定日について合意ができない場合には、お客さままたは当社の申し出により、環境価値オプション契約の解約ができるものとします。この場合、当社は、当該解約によってお客さまの受けた損害について賠償の責めを負わないものとします。
 - ニ) 上記イ)の当社の通知に対してお客さまが異議を申し立てない場合や、上記ハ)により環境価値オプション契約の解約が行われない場合は、新料金単価適用開始予定日から、上記イ)において当社が通知した新たな料金単価を適用するものとします。
- (2) 環境価値オプション契約で別段の定めがある場合を除き、前項が適用されない場合において、環境価値オプション電力量が当社の想定を上回る場合、非化石価値取引市場の

状況等により非化石証書の調達状況が悪化した場合、または不可抗力、法令等の変更その他当社もしくはエネットの責めに帰さない事由が発生した場合であって、当社がやむを得ないと判断したときは、お客さまに対し速やかに環境価値が不足することになる年度、対象となる本需要施設および想定環境価値不足量を通知することで、環境価値オプション電力量の全部もしくは一部について、第3条および第4条に基づく環境価値の付与を行わないことができます。ただし、この場合、当社は、お客さまに対し、別紙1に従って、当該通知に記載された年度の翌年度8月末までに環境価値不足精算金を支払うものとし、なお、疑義を避けるために規定すると、本項を適用する場合には第6条も適用することとし、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責を負いません。

第9条 その他

当社は、民法第548条の4に基づき、電力売買約款第2条と同じ手続きを経て、本約款の内容を変更することがあります。

2025年4月
NTTアノードエナジー株式会社

環境価値不足精算金

環境価値不足精算金並びにその支払時期および支払方法は以下のとおりとする。

(1) 環境価値不足精算金

$$\text{環境価値不足精算金 (kWh)} = \text{環境価値不足精算単価 (円/kWh)} \times \text{環境価値不足量 (kWh)}$$

環境価値精算単価： 電力売買契約に示す環境価値オプション料金単価 + 0.1 円/kWh (税込)

環境価値不足量： 第 8 条第 2 項に従って通知した本需要場所ごとに、①本電力供給を実施した年度における環境価値オプション電力量の実績から、②本電力供給を実施した年度において環境価値が付与された環境価値オプション電力量を控除した値。

(2) 支払時期および支払方法

環境価値不足精算金は、当該通知に記載した対象年度の翌年度 8 月末までに、お客さまの指定する金融機関の口座を通じて支払うものとする。